

石川県公報

平成28年3月30日(水曜日)

号 外

(第 32 号)

目 次

告 示

○石川県農業近代化資金利子補給金交付要綱の一部改正
(農業政策課) 1

公 告

○都市計画事業の認可に係る公告 (都市計画課) 2

告 示

石川県告示第180号

石川県農業近代化資金利子補給金交付要綱(昭和46年石川県告示第263号)の一部を次のように改正する。

平成28年3月30日

石川県知事 谷 本 正 憲

第1条中「農業近代化資金助成法」を「農業近代化資金融通法」に改める。

第2条の表第1号から第3号までの規定中「年1.25%～年1.35%」を「年1.3%～年1.4%」に、「年0.4%」を「年0.6

%」に改め、同表第4号中

年1.25%	～	年1.25%	年0.4%
年1.35%			

を

年1.3%	～	年1.3%	年0.6%
年1.4%			

に、同表第5

号中「年1.25%～年1.35%」を「年1.3%～年1.4%」に改め、同表第6号中「年1.25%」を「年1.3%」に、「年0.4%」を「年0.6%」に改め、同表第7号中「年1.25%～年1.35%」を「年1.3%～年1.4%」に、「年0.4%」を「年0.6%」に改め、同表第8号中「年1.25%」を「年1.3%」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の第2条の規定は、平成28年2月19日以後に貸し付けた資金に係る利子補給については適用し、同日前に貸し付けた資金に係る利子補給については、なお従前の例による。

3 平成28年2月19日以後に貸し付けた資金のうち同日前に承認を受けたものの利子補給については、前項の規定にかかわらず、当該資金に係る同日前の貸付利率又は同日以後の貸付利率のいずれか低い方を基準として利子補給率を定めるものとする。

4 この告示による改正後の第2条の規定(農業近代化資金融通法(昭和36年法律第202号)第2条第2項第2号から第5号までに掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける同条第3項に規定する農業近代化資金(以下「資金」という。)に係る利子補給率の規定に限る。)は、平成28年1月21日から同年2月18日までの間に貸し付けた資金に係る利子補給についても適用する。この場合において、改正後の第2条の表第1号から第4号まで、第6号及び第7号中「年0.6%」とあるのは「年0.5%」と、附則第2項及び前項中「平成28年2月19日以後」とあるのは「平成28年1月21日から同年2月18日までの間」と、「同日前に」とあるのは「同年1月21日前に」とする。

公 告

都市計画事業の認可に係る公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条第2項の規定により、次の都市計画事業が認可された。

平成28年3月30日

石川県知事 谷 本 正 憲

都市計画事業の種類及び名称	施行者の名称	事務所の所在地	事業地
金沢都市計画道路事業 3・4・18号寺町今町線 3・4・19号小將町田上線 3・5・5号小立野線	石川 県	金沢市泉本町6丁目34番地 県央土木総合事務所	(1) 収用の部分 金沢市兼六町、丸の内、兼六元町及び小將町地内 (2) 使用の部分 なし
輪島都市計画道路事業 3・5・6号河井町横地線	石川 県	輪島市河井町22部1の1 奥能登土木総合事務所	(1) 収用の部分 輪島市河井町壺七部、河井町壺九部、河井町式〇部、杉平町矢田、杉平町深見田、杉平町鬼田、杉平町円山、及び杉平町西ノ草地内 (2) 使用の部分 なし